

県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(選挙区及び各選挙区の定数) 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			(選挙区及び各選挙区の定数) 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区		議員数	選挙区		議員数
名称	区域		名称	区域	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
岩手	<u>岩手郡雫石町</u> <u>岩手郡滝沢村</u>		滝沢	<u>滝沢市</u> <u>岩手郡雫石町</u>	
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

平成25年7月9日提出

理由

岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、岩手選挙区を廃止し、滝沢選挙区を設けようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。